

広島県告示第千四十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港倉橋漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和五年八月二十四日

倉橋漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港倉橋漁港放置等禁止区域

1 鹿老渡北地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鹿老渡」（北緯三四度〇四分二一秒一六四六、東経一三二度三二分四一秒五七七四、標高七九・五四メートル）

基点一 基準点から三八度一八分五六秒の方向七〇五・〇〇メートルの点

基点二 基点一から一六八度三一分一八秒の方向五一二・五〇メートルの点

基点三 基点二から一三二度一三分〇八秒の方向七九・二〇メートルの点

2 鹿老渡南地区一

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鹿老渡」（北緯三四度〇四分二一秒一六四六、東経一三二度三二分四一秒五七七四、標高七九・五四メートル）

基点一 基準点から一三六度〇二分二六秒の方向三九七・六〇メートルの点

基点二 基点一から一一四度五七分四一秒の方向六〇・九一メートルの点

基点三 基点二から二四五度四一分三九秒の方向一一四・〇〇メートルの点

3 鹿老渡南地区二

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鹿老渡」（北緯三四度〇四分二一秒

一六四六、東経一三二度三二分四一秒五七七四、標高七九・五四メートル)

- 基点一 基準点から一二五度三〇分一四秒の方向五三二・六六メートルの点
- 基点二 基点一から二六三度〇七分四二秒の方向七七・七二メートルの点
- 基点三 基点二から三〇〇度三一分四七秒の方向二八・四七メートルの点
- 基点四 基点三から二九四度一六分二五秒の方向五七・二六メートルの点

4 宮ノ口地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「宮ノ口」(北緯三四度〇三分〇九秒一二九二、東経一三二度三一分一三秒六五二四、標高四二・九九メートル)

- 基点一 基準点から四二度三七分二二秒の方向一一三・二八メートルの点
- 基点二 基点一から〇度一八分二七秒の方向五・六三メートルの点
- 基点三 基点二から四七度四五分一一秒の方向二八・九六メートルの点
- 基点四 基点三から五九度〇八分一六秒の方向三八・二〇メートルの点
- 基点五 基点四から八六度四二分三一秒の方向三五・八二メートルの点
- 基点六 基点五から七五度四四分〇九秒の方向四三・四五メートルの点
- 基点七 基点六から八一度三二分三九秒の方向三三・五五メートルの点

5 鹿島家ノ元地区一

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院二等三角点「鹿島」(北緯三四度〇三分三七秒六四〇一、東経一三二度三一分五八秒三四四三、標高二二九・二三メートル)

- 基点一 基準点から二六五度〇一分〇九秒の方向五三二・六四メートルの点
- 基点二 基点一から二七四度二〇分四六秒の方向二二・三六メートルの点
- 基点三 基点二から三四四度一〇分一三秒の方向七二・七四メートルの点
- 基点四 基点三から三一六度〇三分一七秒の方向三二・四一メートルの点
- 基点五 基点四から〇度一一分一秒の方向一九〇・一七メートルの点
- 基点六 基点五から三五〇度〇四分五〇秒の方向一八一・二四メートルの点
- 基点七 基点六から九二度〇一分三七秒の方向一〇六・二二メートルの点

6 鹿島家ノ元地区二

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院二等三角点「鹿島」(北緯三四度〇三分三七秒六

四〇一、東経一三二度三一分五八秒三四三、標高二二九・二三メートル)

基点一 基準点から三一四度二分四一秒の方向六二三・一四メートルの点

基点二 基点一から一二度四一分五六秒の方向一五・五二メートルの点

基点三 基点二から二三度四五分三七秒の方向四〇・〇四メートルの点

基点四 基点三から一四度四八分二〇秒の方向二五・五八メートルの点

基点五 基点四から〇度〇四分三八秒の方向九七・二六メートルの点

基点六 基点五から七七度二分〇四秒の方向五七・二〇メートルの点

基点七 基点六から八八度四七分二五秒の方向三〇・三〇メートルの点

7 瀬戸港地区一

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鹿老渡」(北緯三四度〇四分二一秒

一六四六、東経一三二度三二分四一秒五七七四、標高七九・五四メートル)

基点一 基準点から二五三度五七分三九秒の方向七三五・七六メートルの点

基点二 基点一から一〇二度四〇分〇四秒の方向六六・三四メートルの点

基点三 基点二から一二三度三四分〇八秒の方向一二六・一八メートルの点

基点四 基点三から一九四度四三分一〇秒の方向二〇九・八八メートルの点

基点五 基点四から二七九度三二分三四秒の方向二一・五〇メートルの点

基点六 基点五から一九〇度四九分四二秒の方向一四・四二メートルの点

8 瀬戸港地区二

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「鹿老渡」(北緯三四度〇四分二一秒

一六四六、東経一三二度三二分四一秒五七七四、標高七九・五四メートル)

基点一 基準点から二六一度三四分一九秒の方向八〇四・〇二メートルの点

基点二 基点一から八三度一四分四八秒の方向一六・七五メートルの点

基点三 基点二から一〇三度〇四分四二秒の方向一七・四三メートルの点

基点四 基点三から一二一度三六分五〇秒の方向一七・六七メートルの点

基点五 基点四から一三七度〇〇分二七秒の方向一四・二八メートルの点

9 海越地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院四等三角点「海越」(北緯三四度〇五分一六秒八三七七、東経一三二度三三分一二秒八四五六、標高一六三・四四メートル)

- 基点一 基準点から二五三度〇八分二六秒の方向五八八・六七メートルの点
- 基点二 基点一から二四〇度一二分二八秒の方向二九・四八メートルの点
- 基点三 基点二から三三〇度一二分二七秒の方向八五・五七メートルの点
- 基点四 基点三から三四八度四一分〇四秒の方向三一・二二メートルの点
- 基点五 基点四から四度四三分〇四秒の方向三二五・二六メートルの点
- 基点六 基点五から三二九度三一分一八秒の方向二五・二九メートルの点

10 室尾地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院三等三角点「尾立」(北緯三四度〇五分五九秒〇五一〇、東経一三二度三二分一五秒五二一六、標高一八・八メートル)

- 基点一 基準点から一二三度四一分五九秒の方向八二八・一六メートルの点
- 基点二 基点一から二八九度四八分〇七秒の方向二八三・〇五メートルの点
- 基点三 基点二から二八九度四八分〇七秒の方向五六・一六メートルの点
- 基点四 基点三から二五五度二七分三六秒の方向一四三・二九メートルの点
- 基点五 基点四から二四九度五九分二三秒の方向四九・〇五メートルの点
- 基点六 基点五から三四五度四四分二〇秒の方向三五・五七メートルの点
- 基点七 基点六から七五度四四分二一秒の方向二二・〇三メートルの点

11 尾立地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による)

基準点 呉市倉橋町の国土地理院三等三角点「尾立」(北緯三四度〇五分五九秒〇五一〇、東経一三二度三二分一五秒五二一六、標高一八・八メートル)

- 基点一 基準点から三一六度三六分一九秒の方向五六四・八三メートルの点
- 基点二 基点一から一八九度三一分四三秒の方向一三七・七四メートルの点
- 基点三 基点二から二九八度四三分五八秒の方向八一・〇四メートルの点
- 基点四 基点三から三〇九度二八分〇七秒の方向四八・四七メートルの点

二 第二種漁港倉橋漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物